

# 大阪・関西万博きょうと基本構想策定支援業務 仕様書

## 1 業務名称

大阪・関西万博きょうと基本構想策定支援業務

## 2 業務目的

2025年の大阪・関西万博（以下「万博」という）は、最先端の科学技術や研究開発などの京都産業の強みや、府内各地の文化や観光資源などの魅力を国内外に広くアピールし、京都の活性化につながる好機であり、万博会場をゲートウェイとして、国内外から多くの方に京都へお越しいただけるよう取り組んでいく。

上記実現に向け、パビリオンでの展示と京都府域における取組を、統一テーマのもと一体的に展開できるよう、基本構想を策定する予定であり、その策定を支援することが本業務の目的である。

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

## 4 委託上限額

9,950千円（税込）

※本事業を実施する全ての経費を含む。

## 5 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、以下の（1）～（5）とする。

なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議・調整すること。

### （1）全体テーマの策定支援

大阪・関西万博や関西パビリオンのテーマを踏まえた上で、京都産業の強み及び文化・観光等地域の魅力を世界にアピールできる京都ならではのテーマ及び考え方（コンセプト）の整理

### （2）パビリオン展示基本計画の策定支援

#### ① 展示計画について

ア 来館者数（目標）等、KPIの設定

イ （1）で設定したテーマに沿った展示コンセプトの整理

ウ 展示コンセプトを肉付けする展示構成の整理

エ 展示構成に基づく各展示ゾーンにおける展示空間の計画

（展示面積：150㎡ ※面積は関西パビリオンの建築内容により減少することがある。）

オ 各展示ゾーンにおける展示手法・内容の整理

※関西広域連合が示す建築条件に適した展示内容とすること。

カ イメージパースの制作（全体空間及び各ゾーン空間）

キ 多言語対応策の検討

#### ② 運営計画について

ア 運営基本方針、運営業務の区分・体制の検討

イ 関西広域連合が示す基本計画等と調整のうえ、スタッフ・ボランティア等の配置計画の検討・整理

#### ③ 催事計画について

ア 万博会場内及び関西パビリオン内のイベント会場を使用した催事計画の検討・整理

### （3）京都府域の取組計画の策定支援業務

① 取組計画について

- ア 京都府への訪問者数、宿泊者数等のKPIの設定
- イ (1) で設定したテーマに沿った京都府域での取組の方向性の整理
- ウ パビリオン展示と連動させた効果的な訴求方法、ストーリーの構築
- エ 万博会場から京都府域への周遊観光を含めた誘導施策の検討
- オ 万博前後も含めた国内外から京都府域への周遊観光を含めた誘客施策の検討
- カ 府域の個別具体的な取り組みの検討支援（発注者等が万博に向けて行う個別取組について、全体テーマや全体の取組の方向性を踏まえたコンテンツとなるよう企画を支援すること。）

② その他

- ア ①以外の京都府域での取組の企画・運営に必要な事項についての計画
- イ 計画策定に必要となる各種調査

(4) 全体スケジュール整理

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が示す万博全体の事業計画、関西広域連合が示す関西パビリオンの事業計画、パビリオン配置・整備等の主な工程を踏まえた全体スケジュールの整理

(5) 本業務にかかる調整・会議等運営

本業務にかかる検討会（有識者や関係機関等で構成する会議）の開催（会場手配、謝金支払い、資料及び議事録の作成を含む）、全体管理

※検討会は3回程度開催、謝金支払い対象者は10名程度の予定

※検討会メンバーは発注者が選定

(6) 本業務にかかる報告

ア 令和4年10月下旬に、基本構想（素案）に関する提案書を提出すること。提案には、全体テーマのほか、展示については、展示概要、パビリオンのゾーニング、イメージパース、展示を実現するにあたり建築物に必要な要件、展示・運営にかかるコストについて、京都府域の取組については、府域の取組の方向性、パビリオンとの連動方法について、具体的に記載すること。

イ 令和5年1月下旬に、基本構想（案）に関する提案書を提出すること。

ウ 上記の報告を行う際は、紙媒体で40部の他、電子ファイルで提出すること。

## 6 業務完了報告

業務完了後は、令和5年3月17日（金）までに、経費内訳が分かる資料を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。

## 7 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

## 9 再委託

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議して決定すること。